

令和3年4月1日申請分から 共済の事務手続様式が変更となります

平素より川崎市勤労者福祉共済の運営にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、会員事業所の皆さまからいただいたご意見・ご要望を踏まえ、皆さまの事務手続きにかかる負担軽減を図るため、**令和3年4月1日申請分からの共済の各種申請様式を改正**いたします。
変更の概要は次のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

共済事務手続 変更の概要

1 書類簡素化 会員追加届・資格喪失届が会員名簿と一体化し、手続きが1枚で完結！
※ 会員追加承認書の発行がなくなります

2 押印レス 会員追加届・資格喪失届・給付金請求書等の押印が不要となります
※ 給付金申請証明書も新様式に変更となりますが、従来どおり押印が必要です

3 添付書類削減 給付金の祝金・弔慰金の証明書類の添付が不要となります
※ 傷病見舞金・災害見舞金は従来どおり証明書類の添付が必要です



事務手続きの流れはこれまでと変更はありません。
会員の給付金は、**事業主様で給付事由発生の実事をご確認の上、必ず事業所を通じて共済にご請求ください。**

新様式一例

会員追加届 (第8号様式)

届出+会員名簿
1枚で申請可

押印不要

追加会員情報を記載

会員資格喪失届 (第8号様式の2)

届出+会員名簿
1枚で申請可

押印不要

喪失会員情報・理由
事由発生日を記載

給付金請求書 (第11号様式)

請求書
添付書類減

押印不要

給付金
請求内容記載

会員⇒事業主 委任状

押印不要

押印不要

変更のスケジュール

～令和3年3月31日

○12/28 勤労者福祉共済条例施行規則改正公布

現行様式で申請・受付

○1月下旬 事業主お知らせ・新様式データ配布

共済ホームページから
ダウンロードできます



令和3年4月1日～

○4/1 勤労者福祉共済条例施行規則施行

新様式で申請・受付

■会員管理(追加・資格喪失)…4月1日以降に書類提出する場合は新様式
※3月末退職や4月1日追加の場合は、新旧いずれの様式も受付可

■給付金請求…事由発生日が4月1日以降の場合は新様式
※3月末以前の事由発生でも4月1日以降に書類提出する場合は新様式

【お問合せ先】 川崎市勤労者福祉共済 (川崎市経済労働局労働雇用部)
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
電話: 044-200-2274 メール: 28roudou@city.kawasaki.jp

新しい様式は、共済ホームページ
からダウンロードいただけます

川崎 共済

検索

